

## 加古川市土木事業受託事務処理要綱

### (通則)

第1条 本市が兵庫県及び他の市町等（以下「委託者」という。）から受託する土木事業（以下「受託事業」という。）の事務処理については、法令その他別に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (受託の要件)

第2条 市が受託できる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市の施行する建設工事と合併し、又はこれと関連して実施することが、必要と認められる事業
- (2) 市の所有する建設機械、器具若しくは施設、又は職員の有する技術を特に必要とする事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市で実施することが特に必要と認められる事業

### (委託申請書の提出等)

第3条 市長は、委託者から受託事業を行うとするときには、実施計画書その他受託事務に必要な書類を添付した委託申請書（様式第1号）を提出させなければならない。

- 2 市長は、前項の委託申請書に記載された内容が適正であると認めるときは、委託契約報告書（様式第2号）を委託者に送付するものとする。

### (契約の締結)

第4条 市長は、受託事業について委託を受けようとするときは、委託契約書（様式第3号）により委託者と委託契約を締結しなければならない。

- 2 市長は、委託者と委託契約を締結するにあたり受託金の収入について止むを得ないと認められるときは、延納又は分納させることができる。

### (経費の負担)

第5条 市長は、次に掲げる経費を委託者に負担させなければならない。

- (1) 工事費 実施計画書により積算した工事費の全額
- (2) 事務費 実施設計額に別表第1の率を乗じて得た金額

### (受託金の調定)

第6条 受託金の調定は、第4条に規定する委託契約書に定める委託金の納期限の15日前までに当該納期限にかかる金額について加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第28条に規定する調定通知書により調定しなければならない。

### (受託金の収入)

第7条 市長は、前条の受託金を支払わせるときは、歳入管理者の発行する加古川市財務規則第30条に規定する納入通知書兼領収証書により納期限内に納入させるものとする。

### (委託契約の変更)

第8条 市長は、第4条の規定により委託契約をした事項に変更が生じたときは委託変更契約書（様式第4号）により、契約の変更をしなければならない。

2 前項の変更により生じた経費については、次にかかる経費を委託者に負担させなければならぬ。

(1) 工事費 実際に要する工事費の全額

(2) 事務費 当該変更にかかる実施設計額に別表第1の率を乗じて得た金額

3 市長は、前2項の契約をしようとするときは、委託者から当該変更を必要とする理由を記載した申請書、その他必要書類を提出させることができる。

4 前2条の規定は、第1項の変更について準用する。

(繰越)

第9条 市長は、受託事業に繰越が生じたときは、委託者と協議のうえ繰越手続きをとらなければならない。

(完了報告及び精算)

第10条 市長は、受託事業が完成したときは、すみやかに委託者に受託事務完了報告書(様式第5号)を添えて、完成物件の引継ぎ及び精算を行う。

(その他事項)

第11条 市長は、受託事業の執行にあたり、この要綱に規定のない事項については、委託者と協議して別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要綱の施行前に締結した委託契約については、なお、従前の例による。

## 加古川市土木事業受託事務処理要綱取扱要領

### 第3条関係

- (1) 受託しようとする事業の完了が2ヶ年以上にわたるときは、委託者から全体事業費及び委託者が負担すべき経費の概算額について確認をとるとともに、全体事業計画書の提出を求めること。
- (2) 委託者に、委託契約報告書を送付するときは、「加古川市長」印を押印した委託契約書を2部送付するものとする。

### 第4条関係

- (1) 受託金の納入は前払いを原則とする。但し委託者側の理由により止むを得ないと認められるときは納期を定めて延納又は分納を認めるものとする。
- (2) 委託契約の締結は委託者から委託契約書が返送された日をもって行なう。

### 第5条関係

- (1) 工事費とは、本工事費・附帯工事費・測量及び試験費・用地費及び補償費・機械器具費・営繕費・換地諸費等をいう。
- (2) 事務費とは、当該事業を執行するに必要な人件費、旅費、庁費、工費雑費をいう。

### 第6条関係

- (1) 受託金の調定は、委託契約書第4条に定める各納期毎の納付金額について納期限の15日前に行なうものとする。

### 第7条関係

- (1) 納入通知書は受託金の調定毎に作成し納期限の15日前に別紙（様式第6号）により委託者に送付するものとする。

### 第8条関係

- (1) 第3条関係から第7条関係の取扱いを準用する。

### 第9条関係

- (1) 受託事業を繰越すときは、委託者にも繰越手続きをするよう指導すること。
- (2) 受託金が納入済のときは、繰越額相当額を委託者に年度末までに返納するものとする。ただし、繰越した受託金については、出納整理期間の末日までに納入させなければならない。
- (3) 受託事業の繰越による、委託契約期間の延長については、変更契約書により行なうこと。

### 第10条関係

- (1) 完成物件の引継ぎは、次に掲げる資料を添付しなければならない。
  - ① 精算設計書（最終実施設計書）及び添付図面
  - ② 請負工事にあつては、建設工事請負契約書（写）
  - ③ 工事完成検査調書（写）
  - ④ 残存物件調書

(2) 工事費の精算については、精算設計（最終実施設計書）をもって、また事務費については、実際に要した金額をもって精算するものとする。

(別表1)

事務費の負担率

工事費を次に定める額に区分して、それぞれの率を、乗じて得た額の合計額とする。

工 事 費	率
5,000万円以下の金額に対して	4 %
5,000万円をこえ20,000万円以下の金額に対して	3 %
20,000万円をこえる金額に対して	2 %

ただし、国庫補助対象事業の事務費率が上記の率を下廻るものについては当該事業に定められた事務費率とする。

(様式第1号)

委 託 (変 更) 申 請 書

令和 第 年 月 日

加古川市長 岡 田 康 裕 様

印

下記の事業を委託したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 委託事業の名称 事業
- 2 施行箇所 加古川市 町 地内
- 3 目的及び内容

(添付書類)

- 設計書及び図面
- 予算書又は議案書(写)但し、予算議決のない事業については、補正予算確約書

(様式第2号)

委 託 ( 変 更 ) 契 約 報 告 書

第 号  
令和 年 月 日

様

加古川市長 岡 田 康 裕

令和 年 月 日付第 号で委託申請のありました事業については、別添  
委託 ( 変更 ) 契約書により、下記のとおり受託しますのでご異議がなければ押印のうえ 1  
部返送してください。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 受託事業の名称  | 事業  |
| 2 施行箇所     | 加古川市 町 地内                                 |
| 3 要綱第2条の要件 |   |
| 4 受託金額     | 事業費 _____ 円<br>工事費 _____ 円<br>事務費 _____ 円 |

(積算の基礎)

(様式第3号)

委 託 契 約 書

事業名				事業
施行場所	加古川市		町	地内
委託期間	令和	年	月	日から
	令和	年	月	日まで
委託事業	金			円
	内訳			
	工事費			円
	事務費			円

(以下「甲」という。)と加古川市長 岡 田 康 裕  
(以下乙という。)との間に頭書事業に関して次の各項により委託契約を締結する。

- 第1条 乙は、頭書の委託事業費をもって、委託期間内に頭書の事業を完了するものとする。
- 第2条 工事計画は甲乙双方協議のうえ定めるものとする。
- 第3条 委託事業の執行については、乙の定める条例規則、その他の規定によるものとする。
- 第4条 甲は乙が別に発する納入通知書により期限内に事業費を乙に納付するものとする。
- 第5条 頭書事業の施行にあたり、天災地変、その他乙の責によらない事由により、事業費に不足を生じた場合は、すみやかに甲、乙協議のうえ契約の変更を行なうものとする。
- 第6条 頭書事業が完成したときは、乙は清算書等事業施行に関する一件書類を添付して、甲に引き継ぐものとする。
- 第7条 この契約に定めない事項及びこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 委託者

乙 受託者 加古川市 岡 田 康 裕

(様式第4号)

## 委 託 変 更 契 約 書

令和 年 月 日付 と加古川市との間に締結した  
事業の委託契約を次のとおり変更する。

### 記

委託期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日までとあるのを  
令和 年 月 日まで 日間延長する。

委託事業費 金 円  
内訳  
工事費 円  
事務費 円とあるのを

委託事業費 金 円  
内訳  
工事費 円  
事務費 円に改める。

上記契約変更の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 委託者

乙 受託者 加古川市長 岡田康裕



(様式第5号)

受 託 事 務 完 了 報 告 書

第 号  
令和 年 月 日

様

加古川市長 岡 田 康 裕

令和 年 月 日付委託契約を締結した受託事業について、下記のとおり完成しましたから別添のとおり物件の引継ぎ、ならびに事務の完了を報告します。

記

- 1 受託事業の名称 事業
- 2 施行箇所 加古川市 町 地内
- 3 完成年月日 令和 年 月 日
- 4 受託金精算額

	契 約 額	精 算 額	差 引 額
工 事 費			
事 務 費			
計			

(積算基礎)

(様式第6号)

令和 年 月 日  
第 号

様

加古川市長 岡田 康裕

令和 年度受託事業費の納入について

令和 年 月 日付で委託（変更）契約を締結しました受託事業について、下記の金額を別添納入通知書により、指定納期限までに納入してください。

記

1 受託事業の名称 事業

2 事業費 円